



Saga City Monthly Magazine 1996.

Saga

市報さが

だいじょうぶ!?あなたの年金

国民年金特集号

**国民年金には
国民全員加入します**

国民年金に必ず加入しなければならぬ人(強制加入者)は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人です。平成3年4月1日から学生も、20歳になったらすべて加入しなければならなくなりました。

学生さんも20歳になったら全員加入



20歳でスタート!

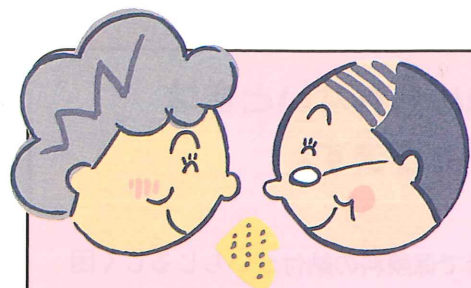
国民年金

20歳になったら全員加入

**だれもが年金を
受けられるように**

国民年金は、すべての人が加入し老後の生活保障のほか、障害や死亡の際の保障として共通の基礎年金を支給することを目的とした国の社会保障制度のひとつで、すべての国民が世代を越えて助け合っていこうという「相互扶助制度」です。

未加入者の解消と年金権の確立 適用強化期間 平成7年度から平成9年度



年金額は
785,500円

これは、20歳から60歳になるまでの40年間、すべて保険料を納付した人に支給される金額です。保険料の滞納や免除などで40年間に不足する場合は、不足する期間に応じて減額されます。

年金額の計算式

$$785,500円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

短縮措置

国民年金制度が発足したのは、昭和36年4月1日です。そのとき20歳以上の人には60歳になるまで40年間加入することができません。また、資格期間（25年）も満たさない人がいます。それらの人には短縮措置（別表・資格期間及び加入可能年数早見表）がとられています。

65歳になったときから支給される 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以降に生まれた人に適用され、保険料を納めた期間（保険料免除期間を含む）が25年以上ある人が、原則として65歳に達したときから受けられます。

支給を受けるためには

- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②国民年金保険料の免除を受けた期間
- ③任意加入できる人が任意加入しなかった期間など（「カラ期間」）
- ④昭和36年4月以降の厚生年金や共済組合の加入期間
- ⑤第3号被保険者期間

これらを合計して原則として25年以上の期間が必要です。

25年に満たない人は、次のカラ期間を合わせて25年以上になれば支給されます。

- ①サラリーマンの妻だった期間（昭和61年3月まで）
- ②学生だった期間（平成3年3月まで）
- ③日本人で海外に住んでいた期間
- ④厚生年金などから脱退手当金を受けていた期間

ただし、この期間は老齢基礎年金を受けるための資格期間には算入されますが、年金額を計算する場合には、その基礎となりません。

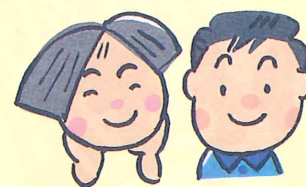
基礎年金は三種類

基礎年金には、①老齢基礎年金②障害基礎年金③遺族基礎年金の三種類があります。

このうち2つ以上の基礎年金の受給権が生じた場合は、いずれか一つを選択していただくことになります。

○資格期間及び加入可能年数早見表

生年月日	資格期間 (年金を受けるために最低必要な期間)	加入可能年数 (満額の年金を受けるために必要な期間)
昭和2年4月1日以前	21年	25年
昭和3年4月1日以前	22年	26年
昭和4年4月1日以前	23年	27年
昭和5年4月1日以前	24年	28年
昭和6年4月1日以前	25年	29年
昭和7年4月1日以前		30年
昭和8年4月1日以前		31年
昭和9年4月1日以前		32年
昭和10年4月1日以前		33年
昭和11年4月1日以前		34年
昭和12年4月1日以前		35年
昭和13年4月1日以前		36年
昭和14年4月1日以前		37年
昭和15年4月1日以前		38年
昭和16年4月1日以前		39年
昭和16年4月2日以降		40年



第1号被保険者

農林漁業・商業・サービス業などの自営業の人とその家族（厚生年金や共済組合に加入していない人）、学生



第2号被保険者

サラリーマンやOLで、勤務先で厚生年金や共済組合に加入している人



第3号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている奥さんで、20歳以上60歳未満の人

**必ず
加入しな
ければ
ならな
い人**



Q 年金は老後を迎えれば誰でも受けられるのでしょうか。

A 年金を受けるためには一定のルールがあってそのルールに合っていなければ年金は受けられません。たとえば国民年金を受けるためには、20歳から60歳になるまで国民年金に加入して、原則として最低25年間保険料を納めなければなりません（免除期間を含みます）。加入しても、保険料を納めないで年金は受けられません。

希望すれば任意加入できる人

- ①60歳未満の方で、厚生年金や共済組合から老齢（退職）年金を受けている方
- ②60歳以上65歳未満の方（老齢基礎年金を受けていない方）
- ③海外にお住まいの日本人（20歳以上65歳未満）



加入していますか？

20歳以上60歳未満の方で国民年金に未加入の方は、すみやかに加入の手続きをしてください。なお、サラリーマンやOLの方は、厚生年金や共済組合に加入すれば自動的に国民年金にも加入しますので、新たな手続きは必要ありませんが、会社を退職した場合には国民年金の加入手続きをお忘れなく。

一家の働き手を亡くしたときに
支給される

遺族基礎年金

遺族基礎年金とは、国民年金の加入者や年金を受けられる資格のある人が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子のある妻や子に支給されます。

支給を受けるためには
亡くなった人が

- ①国民年金に加入していること
 - ②老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること
 - ③死亡日前の加入期間のうち、保険料を $\frac{2}{3}$ 以上納めていること（免除期間を含む）
*死亡日が平成18年4月1日前にあるときは死亡日前の1年間に保険料の滞納がなければ受けられます。
 - ④18歳未満（障害者は20歳未満）の子がいること
- 以上の条件を満たしていれば支給されます。

年金額は……

子のある妻が受けるとき 1,011,500円
子が受けるとき 785,500円

18歳未満（障害者は20歳未満）の子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額が加わります。

子の数	加算額
2人目	226,000円
3人目以降	各 75,300円

障害者になったときに
支給される

障害基礎年金

障害基礎年金とは、国民年金加入中に障害者になったときや、20歳前の障害で障害者になったときに支給されます。

支給を受けるためには

- ①国民年金に加入していること
- ②障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日、または症状が固定した日）に1級・2級の障害の状態にあること
- ③加入期間のうち、保険料を $\frac{2}{3}$ 以上納めていること（免除期間を含む）
*初診日が平成18年4月1日前にあるときは初診日前の1年間に保険料の滞納がなければ受けられます。

以上の条件を満たしていれば支給されます。

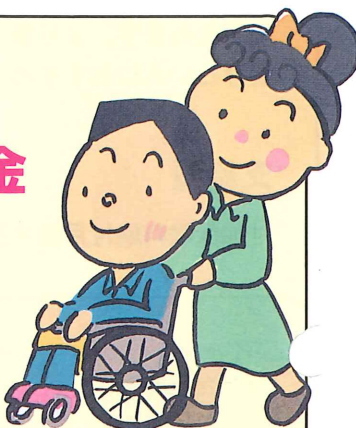
20歳前に障害者になった人は、20歳になったときから受けられます。

年金額は……

1級 981,900円
2級 785,500円

年金を受ける権利を得たとき、18歳未満（障害者は20歳未満）の子と生活している人は子の加算額が加わります。

子の数	加算額
1人目・2人目	各 226,000円
3人目以降	各 75,300円



**六十歳すぎても
国民年金に任意加入**

六十歳になっても、資格期間（二十五年）を満たしていない人で、あとわずかの加入期間があれば資格期間を満たすことになるような人については、任意加入をすることにより老齢基礎年金の受給に結びつけることができます。

また、二十歳から六十歳までの間に保険料未納期間がある人は、老齢基礎年金が減額されることになりますが、このような人も、任意加入をして満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

**七十歳までの間
特例の任意加入**

老齢基礎年金を受給するためには、最低でも25年間、保険料の納付が必要ですが、国民年金に加入していた期間が不足しているために、65歳になっても年金を受けられない方がいます。

そのような方を救済するために、受給資格を満たすまで特例として**高齢任意加入制度**が70歳まで延長されました。

なお、特例加入の対象者は、昭和30年4月1日以前生まれの人に限ります。
(平成7年4月より)

保険料は忘れずに

20歳から60歳になるまで40年間おさめます。

定額保険料は**月額11,700円**

(平成8年4月から月額12,300円)

付加保険料として希望する人が月額400円を納めると将来の年金額に付加年金が上乗せされます。

忘れたら大変！保険料 保険料(毎月納付)を忘れずに納める方法

あなたの国民年金

- 前納する
- 口座振替なら安心、確実
- 納付組織なら毎月集金



"ご利用のときはご連絡ください…年金係、"

お問い合わせ

保険年金課年金係

☎(0952)24-3151 内336・337・467

(チェックポイント)

国民年金保険料の納付は、口座振替・納付組織で！ これで大安心

あなたの国民年金保険料、納め忘れはありませんか？ 納付は毎月確実に！！

第3号被保険者の特例届

国民年金の第3号被保険者に該当するサラリーマンの奥さんは、保険料を直接納めることはありませんが、住所地の市町村役場国民年金係に「第3号被保険者該当届」を届け出る必要があります。

この制度は昭和61年4月より実施されましたが、未だに届出をされていない方がいます。

今回の改正で、平成7年4月から9年3月までの期間に限り、市町村役場国民年金係で届出をすれば、昭和61年4月1日以降、該当した時期にさかのぼって第3号被保険者期間として認められます。



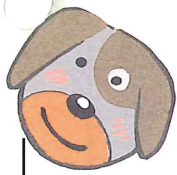
(チェックポイント)



「完全自動物価
スライド制」導入
とても安心です

保険料が納められないときは 免除制度があります。

- 第1号被保険者で保険料の納付がいちじるしく困難な人は免除の申請をすることができます。
- 学生の保険料は、親元の所得によって免除が受けられる場合がありますのでご相談ください。
- 免除の手続きをしておきますと、年金を受ける権利が保障されます。ただし、その期間の年金額は通常の $\frac{1}{3}$ になります。
- 免除を受けた期間の分の保険料を後で納付する場合は、過去10年以内に限ってさかのぼって納められます(追納)。追納すると将来の年金額は通常に戻ります。



国民年金の独自給付

自営業など(第1号被保険者)に対する国民年金独自の給付として、次の3つがあります。

付加年金

付加保険料(400円)を納めている人は、将来の年金額に付加年金が加算されます。より多くの年金を受けたい人におすすめします。

支給額

付加保険料納付月数×200円

寡婦年金

老齢基礎年金を受ける資格期間のある夫(婚姻期間が10年以上必要)が亡くなったとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

支給額

夫が受けるはずの年金額の $\frac{3}{4}$

死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないで亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

支給額

保険料納付月数によって12万円～32万円



お済みですか

サラリーマンの奥さん(第3号被保険者)届け出はお済みですか!

- 届け出を忘れると年金が受けられません。

ご主人の扶養になっているサラリーマンの奥さんは、届け出さえすれば将来年金を受ける権利が保障されます。

届け出をおこたりますと年金が受けられなくなる場合がありますので忘れずに届け出てください。

なお、届出後に●ご主人が会社をやめ、

- ご主人が転職したとき●奥さんの収入が増えて、ご主人の扶養からはずれたとき●奥さんも会社に勤め、厚生年金に加入したとき●離婚したとき……このようなことがあった場合、

第3号被保険者ではなくなりますので、国民年金の窓口で種別変更届を出してください。⑧番窓口へどうぞ。

お気軽にご相談下さい!

年金相談所開設日

日曜年金相談所	毎月	第1日曜日	年金係⑧番窓口
保険料納付(申免)相談所	4月～5月	開設月の平日	市民ホール
年金電話相談月間	6月・12月	開設月の平日	年金係
年金・国民年金基金相談所	7月・11月	開設月の毎週月曜日	市民ホール

国民年金の加入者の種別が変わった方は、国民年金の窓口で「種別変更」の手続きをしてください。